

伊良湖岬中学校統合検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が策定した学校全体配置計画に基づき、伊良湖岬中学校の統合について検討するため、伊良湖岬中学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 伊良湖岬中学校の統合先及び統合時期に関すること。
- (2) その他学校統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 保護者代表
- (2) 地域住民代表
- (3) 関係学校職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 教育委員会は、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長の指名による。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会教育長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議には、必要により関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、田原市教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。